

# 青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

令和8年3月改訂版

青梅市

## 目 次

はじめに.....	3
<b>第1部 基本的な考え方.....</b>	<b>4</b>
第1章 計画の基本的な考え方.....	4
第2章 対策の目的等.....	6
第3章 発生段階の考え方.....	13
第4章 対策の基本項目.....	15
<b>第2部 各対策項目の考え方および取組.....</b>	<b>18</b>
第1章 準備期.....	18
第2章 初動期.....	28
第3章 対応期.....	35
<b>第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制.....</b>	<b>44</b>
第1章 市における危機管理体制.....	44
<b>用語集.....</b>	<b>48</b>

## はじめに

### 【青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）<sup>1</sup>（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命および健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、青梅市（以下「市」という。）は、国や東京都（以下「都」という。）の対応を踏まえながら対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正や東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）等の改定および新型コロナウイルス感染症への対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえて見直しを行うものである。

今後は、本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際は、感染症の特徴や科学的知見に基づく国および都の対応を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

### 【行動計画の改定概要】

市では、平成25（2013）年4月に特措法が施行されたことに伴い、新型イ

ンフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）および都行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第8条に基づき、平成27年2月に本行動計画の策定を行った。

今般、令和6（2024）年7月に政府行動計画が、令和7（2025）年5月に都行動計画が改定されたことを受け、市においても、本行動計画の改定を行うものである。

基本的には都行動計画に準じた改正を行い、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等<sup>2</sup>だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期および対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目の見直しを行うとともに、感染が長期化する可能性も踏まえ、記載の充実を図っている。

さらに、感染症にかかる緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において示している。

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

<sup>2</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

## 第1部 基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 根拠および市の計画等との位置づけ

本行動計画は、特措法第8条の規定にもとづき策定する計画である。

本行動計画の策定に際しては、青梅市総合長期計画など、関連する計画等との整合性を図る。

#### 2 対象とする感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 指定感染症<sup>3</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症<sup>4</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

#### 3 計画の基本的な考え方

特措法では、市町村は、都道府県行動計画にもとづいて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定することが求められている。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法、感染症法、その他の法令等にもとづき新型インフルエンザ等への対策を実施することになる。対策の実施に際しては、国が政府対策本部の下で新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的な対処方針」という。）を決

定し、都および市は、決定された基本的な対処方針にもとづき、それぞれの定めた行動計画により、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することが求められる。

そこで、本計画は、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や、未発生の時期から発生段階に応じて、市が実施する対策を示すものとして策定した。

なお、政府行動計画および東京都行動計画同様、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示している。

また、本計画では、国、都、指定（地方）公共機関<sup>5</sup>、医療機関、事業者および市民の役割を記載し、市における新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものとした。

加えて、交通機関の状況等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指した。

このため、行動計画の案を策定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を取り入れた。

なお、市における対策の実施については、国の緊急事態宣言などが行われた場合には、「青梅市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、国的基本的な対処方針にもとづき、市行動計画による対策を決定することとした。

<sup>3</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>4</sup> 感染症法第6条第9項

<sup>5</sup> 特措法第2条第7項

#### 4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修や訓練を通じ、発生時の対応能力を高めていく。

#### 5 計画の改定

訓練の実施により改善点を把握した場合や、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を得た場合は、国および都の改定状況を踏まえながら、必要に応じて修正を行っていくこととする。

なお、本行動計画の改定の際には、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者から意見を聴き行う。

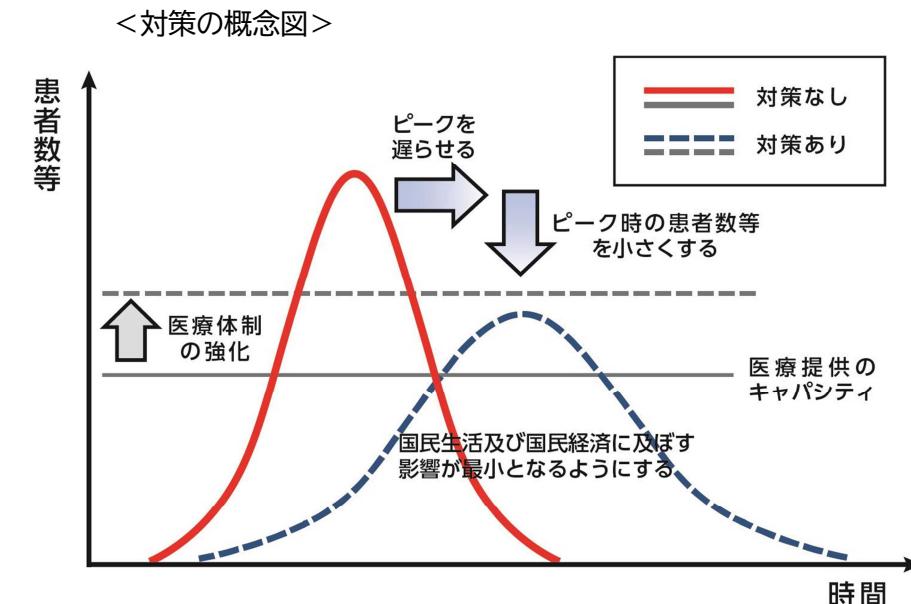
## 第2章 対策の目的等

### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じる<sup>6</sup>。

#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命および健康の保護

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、地域における医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

#### 2 市民生活および市民経済に及ぼす影響の最小化

感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活および市民経済への影響を軽減する。

<sup>6</sup> 特措法第1条

## 第2節 対策実施における留意点

### 1 平時の備えの整理や拡充

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有と準備、リスク

##### コミュニケーション<sup>7</sup>等の備え

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (3) 関係者や市民等への普及啓発等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や都民等に持つてもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### (5) 迅速かつ効率的な情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策所管部署の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と都および市区町村の連携の円滑化等を図るためのDXの推進、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備を進める。

### 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

#### 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

<sup>7</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

### 3 基本人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>8</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相

違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### 5 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部および都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。この際、市対策本部長（＝市長）は、都対策本部長（東京都知事）に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、近隣自治体および関係行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有および連携は重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互に協力しながら対策を推進する。

### 6 高齢者施設や障がい者施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から都と協力して検討し、有事に備えた準備を行う。

### 7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市区町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、都は、市区町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感

<sup>8</sup> 特措法第5条

染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに  
行う。

## 8 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、  
市対策本部における対策の実施にかかる記録を作成・保存し、公表する。

なお、記録の公表に際しては、個人情報の保護に関する法律等に留意す  
る。

## 9 業務継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大す  
るような都内感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続す  
ることが非常に重要である。このことを踏まえ、各部の業務継続計画（B  
C P）を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

### 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動をへの影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民の生活および経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

#### 1 基本的な責務

##### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>9</sup>。また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等およびこれにかかるワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>10</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究にかかる国際協力の推進に努める<sup>11</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

<sup>9</sup> 特措法第3条第1項

<sup>10</sup> 特措法第3条第2項

<sup>11</sup> 特措法第3条第3項

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画にもとづき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>12</sup>（以下「閣僚会議」という。）および閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>13</sup>（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>14</sup>（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

##### (2) 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針にもとづき、自らの区域にかかる新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフ

<sup>12</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議について（平成23年9月20日閣僚会議口頭了解）」にもとづき開催

<sup>13</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」にもとづき開催

<sup>14</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

ルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### (3) 都

都道府県は、特措法および感染症法にもとづく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針にもとづき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関または医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養棟の実施体制ならびに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区および保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関<sup>15</sup>、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会<sup>16</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画にもとづく取組状況を毎年度国に報告し、進捗状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を

防止していくための取組を実施し、P D C A サイクルにもとづき改善を図る。

### (4) 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生における高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針にもとづき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### (5) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等<sup>17</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定および地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの

<sup>15</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>16</sup> 感染症法第10条の2

<sup>17</sup> 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

#### (6) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>18</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (7) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>19</sup>。

#### (8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

都民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を

縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>20</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (9) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>21</sup>。

<sup>18</sup> 特措法第3条第5項

<sup>19</sup> 特措法第4条第3項

<sup>20</sup> 特措法第4条第1項および第2項

<sup>21</sup> 特措法第4条第1項

## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講すべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期および対応期）とに大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### (1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### (2) 初動期

感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性<sup>22</sup>、感染性、薬剤感受

性<sup>23</sup>等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### (3) 対応期

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ア 封じ込めを念頭に対応する時期
- イ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

<sup>22</sup> 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的

に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

<sup>23</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

<発生段階および各段階の概要>

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	・水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、市民に対する啓発や市・事業所による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	・政府対策本部の設置後、都内・市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるこことを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化される必要が生じる可能性も考慮する。）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 第4章 対策の基本項目

### 1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」ことおよび「市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするために、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 實施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民の生活および地域経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念の目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### (1) 實施体制

感染症危機は市民の生命および健康、市民生活および市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や東京都、近隣市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析およびリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および市民経済への影響を最小化することを目的とする。国や都が進める適切な医療の提供等に併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチンおよび治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要

がある。

新型インフルエンザ等の発生時の接種に当たっては、市は事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

### (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命および健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

### (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

### (7) 市民生活および市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、市民生活および市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等

に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活および市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 発生段階別の各対策項目の考え方および取組

### 第1章 準備期

#### 第1節 実施体制<sup>24</sup>

##### 1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画および都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(行 56) [市民安全部・健康福祉部・関係各部]

##### 2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

(1) 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>25</sup>。(行 57) [市民安全部・健康福祉部]

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務

<sup>24</sup> 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

<sup>25</sup> 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(行 57) [市民安全部・健康福祉部]

- (3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。(行 58) [総務部・市民安全部・健康福祉部]

##### 3 国および地方公共団体等の連携の強化

- (1) 国、都、市および指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。(行 58) [市民安全部・健康福祉部・関係各部]
- (2) 国、都、市および指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(行 58) [市民安全部・健康福祉部・関係各部]
- (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会と平時から情報共有を始めとした連携体制について確認するとともに、有事の際には、必要な支援の提供等を検討する。[健康福祉部]

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>26</sup>

## 1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

## (1) 市における情報提供・共有

ア 市は、都と連携して、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時におけるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障がい者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>27</sup>。これらの取組等を通じ、都および市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、都と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。【関係各部】

イ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人一人が感染予防策を理解

することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため市は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。【関係各部】

## 【情報提供・共有の形態及び方法（例）】

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング
	ホームページ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS（文字ベースのもの）
	SNS（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた広告、提供・共有	新聞等広告
	インターネット広告
	電子看板、街頭ビジョン
	テレビCM
	ラジオCM
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有
	公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス
	防災行政無線

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

<sup>26</sup> 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

<sup>27</sup> 特措法第13条第1項

### (2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する<sup>28</sup>。〔関係各部〕

## 2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など都知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている<sup>29</sup>。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について都と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも考えられる<sup>30</sup>。 (G22) 〔健康福祉部〕

### 3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国・都からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(行 87) 〔健康福祉部〕

<sup>28</sup> 特措法第13条第2項

<sup>29</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

<sup>30</sup> 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

### 第3節 まん延防止<sup>31</sup>

#### 1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。〔健康福祉部〕

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳工チケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(行 105) 〔健康福祉部〕

<sup>31</sup> 特措法第8条第2項第2号口（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に對応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

## 第4節 ワクチン<sup>32</sup>

### 1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(G7) [健康福祉部]

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿	□マスク
□トレイ	□使い捨て手袋（S・M・L）
□体温計	□使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膚盆
□手指消毒剤	□聴診器
□救急用品  接種会場の救急体制を踏まえ、 必要な物品を準備すること。代 表的な物品を以下に示す。	□ペンライト  【文房具類】  □ボールペン（赤・黒） □日付印 □スタンプ台 □はさみ
・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット	【会場設営物品】

・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン 剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロ イド剤等の薬液	□机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等
---	--

### 2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(G8) [健康福祉部]

### 3 接種体制の構築

#### (1) 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(行121) [健康福祉部]

#### (2) 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員について

<sup>32</sup> 特措法第8条第2項第2号□（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。  
住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

ては、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(行 121) **〔総務部・健康福祉部〕**

イ 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(G14) **〔総務部・健康福祉部〕**

### (3) 住民接種

平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。(行 122) **〔健康福祉部〕**

ア 市は、国等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>33</sup>。(行 122) **〔健康福祉部〕**

(ア) 市は、住民接種については、厚生労働省および都の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認

するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。(G19) **〔健康福祉部〕**

- a 接種対象者数
- b 市の人員体制の確保
- c 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- d 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）および運営方法の策定
- e 接種に必要な資材等の確保
- f 接種に関する住民への周知方法の策定

(イ) 市は、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市または都の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。(G19) **〔健康福祉部〕**

<sup>33</sup> 予防接種法第6条第3項

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F +G)=H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(ウ) 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集

団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。（G20）〔健康福祉部〕

(I) 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所および調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師および看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。（G20）〔健康福祉部〕

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（行122）〔健康福祉部〕

ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（行122）〔健康福祉部〕

## 4 情報提供・共有

### (1) 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」を意味する「Vaccine Hesitancy<sup>34</sup>」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集および必要に応じたQ & A等の提供など、双方的な取組を進める。（G22）【健康福祉部】

### (2) 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済および住民への情報提供等を行うこととなり、都是、こうした市の取組を支援することとなる。（G22）【健康福祉部】

### (3) 衛生部局以外の分野との連携

市衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者および衛生部局以外の分野、具体的には市労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局、環境部局等との連携および協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市衛生部局は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断および第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。（G23）【健康福祉部】

## 5 DXの推進

- 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（G24）【企画部・健康福祉部】
- 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（G24）【健康福祉部】
- 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。（G24）【企画部・健康福祉部】

<sup>34</sup> The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

## 第5節 物資<sup>35</sup>

### 1 感染症対策物資等の備蓄等<sup>36</sup>

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>37</sup>。〔関係各部〕  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条第 1 項の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>38</sup>。（行 192）
- (2) 消防機関は、国および都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（行 193）

---

<sup>35</sup> 特措法第 8 条第 2 項第 2 号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

<sup>36</sup> ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>37</sup> 特措法第 10 条

<sup>38</sup> 特措法第 11 条

## 第6節 市民の生活および地域経済の安定の確保<sup>39</sup>

### 1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(行200) [市民安全部・健康福祉部・関係各部]

### 2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(行200) [企画部・関係各部]

### 3 物資および資材の備蓄<sup>40</sup>

(1) 市は、市行動計画に基づき、第5節1（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>41</sup>。[市民安全部・健康福祉部]

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>42</sup>。(行201)

(2) 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(行202) [市民安全部・健康福祉部・関係各部]

### 4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。(行202) [健康福祉部]

### 5 火葬体制の構築

市は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。(G3) [市民部]

### 6 その他必要な体制の整備

市は、国、都および近隣市町村ならびに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても、都が整備するガイドラインに沿って廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図る。[環境部]

<sup>39</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

<sup>40</sup> ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>41</sup> 特措法第10条

<sup>42</sup> 特措法第11条

## 第2章 初動期

### 第1節 実施体制

#### 1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合に、健康福祉部長は、必要に応じて、関係各部長によって構成される青梅市新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置する。市対策会議では、情報の収集・共有を行うとともに、市の初動対応など危機に対処するための方策について検討を行う。〔健康福祉部〕

について地方債を発行する<sup>45</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。（行 63）〔企画部・関係各部〕

#### 2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

##### (1) 国が政府対策本部を設置した場合<sup>43</sup>や都が都対策本部を設置した場合

において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（行 62）〔市民安全部・健康福祉部〕

##### (2) 市は、必要に応じて、第1章第1節2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（行 62）〔総務部・健康福祉部〕

#### 3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>44</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費に

<sup>43</sup> 特措法第 15 条

<sup>44</sup> 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項ならびに第 70 条第 1 項及び第 2 項

<sup>45</sup> 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

## 第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 1 情報提供・共有

#### (1) 市における情報提供・共有

- ア 市は、都と連携して、感染症の発生状況および感染対策等について、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、市は、市が伝えたい情報等を市民等と正しく共有できるよう、分かりやすいメッセージを発信する。〔健康福祉部〕
- イ その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。〔健康福祉部〕
- ウ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。〔企画部・健康福祉部〕
- エ 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。〔関係各部〕
- オ 市は、患者や医療従事者およびそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。〔市民安全部・健康福祉部〕

### 2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を

実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

(G22)

### 3 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国・都からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(行89)

### 第3節 まん延防止

#### 1 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(行107) [市民安全部・健康福祉部・関係各部]

## 第4節 ワクチン

### 1 接種体制

#### (1) 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（行129）〔健康福祉部〕

#### (2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、第1章第4節1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（G29）〔健康福祉部〕

#### (3) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都および市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

（G30）〔健康福祉部〕

#### (4) 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（G31）〔健康福祉部〕

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人

事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（G31）〔健康福祉部・総務部〕

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位および内容に応じて必要な人員の確保および配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、都の保護施設担当部局および福祉事務所、市介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等およびその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局または都の保護施設担当部局および福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（G31）〔健康福祉部〕

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。（G32）〔健康福祉部〕

オ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、都においては、市の接種の負担を軽減する

ため、大規模接種会場を設けることも考えられる。（G32）〔健康福祉部〕

力 市は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市または都の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（G33）〔健康福祉部〕

キ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（G33）〔健康福祉部〕

ク 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師または看護師1名、薬液充填および接種補助を担当する看護師または薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。（G33）〔健康福祉部〕

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーシ

ヨックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡市区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、都医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡市区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようないものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要な数等を検討すること。（G33）〔健康福祉部〕

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膽盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。

また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。

(G34) [健康福祉部]

サ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。 (G35) [健康福祉部]

- 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること

## 第5節 市民の生活および地域経済の安定の確保

### 1 市民生活への配慮

- (1) 市は、来庁者向けおよび庁舎執務室における感染防止対策を段階的に実施する。〔総務部・関係各部〕
- (2) 市は、市の施設における感染防止対策の段階的な実施や施設の利用縮小・休止の検討、および市が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施やイベントの中止・延期の検討を行う。〔関係各部〕
- (3) 市は、市への届出・申請等について、対面での機会を減らすよう検討するなどの必要な対応の準備を行う。〔企画部・関係各部〕
- (4) 市は、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。〔健康福祉部・環境部〕

### 2 遺体の火葬・安置

市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(行 204) 〔市民部・総務部〕

## 第3章 対応期

### 第1節 実施体制

#### 1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後、速やかに以下の実施体制をとる。(行 64)

#### 2 職員の派遣・応援への対応

- (1) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>46</sup>を要請する。(行 66) [総務部・健康福祉部]
- (2) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村または都に対して応援を求める<sup>47</sup>。(行 67) [総務部・健康福祉部]

#### 3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>48</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>49</sup>し、必要な対策を実施する。(行 67) [企画部・関係各部]

### 4 緊急事態措置の検討等について

#### (1) 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する<sup>50</sup>。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>51</sup>。(行 69) [市民安全部・健康福祉部]

### 5 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### (1) 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>52</sup>。(行 70) [市民安全部・健康福祉部]

<sup>46</sup> 特措法第 26 条の 2 第 1 項

<sup>47</sup> 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

<sup>48</sup> 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項ならびに第 70 条第 1 項及び第 2 項

<sup>49</sup> 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

<sup>50</sup> 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>51</sup> 特措法第 36 条第 1 項

<sup>52</sup> 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

## 第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 1 情報提供・共有

#### (1) 市における情報提供・共有

ア 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や都等が示す科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者およびそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。〔健康福祉部〕

イ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、予防策の徹底などを呼び掛ける。〔企画部・健康福祉部〕

ウ 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

〔関係各部〕

#### (2) 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあ

り得る。(G22) 〔健康福祉部〕

#### 2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(行92)  
〔健康福祉部〕

### 第3節 まん延防止

#### 1 市民に対する基本的な感染対策かかる要請等

市は、都の取組状況等を踏まえ、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を要請する。〔関係各部〕

#### 2 学校等における対応

##### (1) 市立学校

新型インフルエンザ等の発生時には、都の「学校危機管理マニュアル」を踏まえつつ、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

ア 新型インフルエンザ等の疑いまたはり患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。〔学校教育部〕

イ 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。〔学校教育部〕

ウ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛および臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。〔学校教育部〕

##### (2) 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業等の対応を検討する。〔健康福祉部・こども家庭部〕

## 第4節 ワクチン

### 1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種（ワクチン）に関するガイドライン）第3章を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（G37）〔健康福祉部〕
- (2) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（G37）〔健康福祉部〕
- (3) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。（G38）〔健康福祉部〕
- (4) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（G38）〔健康福祉部〕

### 2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（行131）〔健康

福祉部〕

#### (1) 特定接種

##### 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（行132）〔総務部・健康福祉部〕

#### (2) 住民接種

##### ア 予防接種体制の構築

(ア) 市は、国からの要請を受けて、準備期および初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。  
(行132)〔健康福祉部〕

(イ) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。  
(G42)〔健康福祉部〕

(ウ) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（G42）  
〔健康福祉部〕

(エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知す

ることおよび接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診および副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（G42）【健康福祉部】

- (オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（G42）【健康福祉部】
- (カ) 市は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（G42）【健康福祉部】

#### イ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（行132）【健康福祉部】
- (イ) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（G43）【健康福祉部】
- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子

的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。（G43）【健康福祉部】

#### ウ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（行132）【健康福祉部】

#### エ 接種記録の管理

国、都および市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（行133）【健康福祉部】

#### オ 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。（G50）【健康福祉部】
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実

施主は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。（G50）〔健康福祉部〕

(3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（G50）〔健康福祉部〕

#### 4 情報提供・共有

(1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。（行134）〔健康福祉部〕

(2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（G45）〔健康福祉部〕

(3) パンデミック時においては、特定接種および住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（G45）〔健康福祉部〕

#### 5 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を

提供する。（G46）〔健康福祉部〕

#### 6 住民接種に係る対応

(1) 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。（G47）〔健康福祉部〕

(2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。（G47）

ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。  
イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。  
ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

(3) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。（G47）〔健康福祉部〕

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ウ 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

## 第5節 保健

### 1 主な対応業務の実施

#### (1) 健康観察および生活支援

- ア 市は、都が実施する健康観察に協力する。(行 186) [健康福祉部]
- イ 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメータ等の物品の支給に協力する。(行 187) [健康福祉部]

## 第6節 市民の生活および地域経済の安定の確保

### 1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（行 205）  
〔健康福祉部・子ども家庭部〕

#### (2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（行 205）  
〔健康福祉部・市民部〕

#### (3) 教育および学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>53</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（行 205）  
〔学校教育部〕

#### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、住民の生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連

物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（行 206）

〔市民安全部・健康福祉部・地域経済部〕

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（行 207）  
〔市民安全部・地域経済部〕

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（行 207）  
〔市民安全部・健康福祉部・地域経済部〕

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>54</sup>。（行 207）  
〔市民安全部・健康福祉部・地域経済部〕

#### (5) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（行 207）  
〔市民部〕

<sup>53</sup> 特措法第 45 条第 2 項

<sup>54</sup> 特措法第 59 条

イ 市は、遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(G4) [市民部]

ウ 市は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。(G5) [市民部]

エ 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(行 207) [総務部・市民部]

オ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(G6) [総務部・市民部]

カ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(G6) [市民部]

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行なうことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(G6) [市民部]

## 2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### (1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および国民生活への影響を緩和し、住民の生活および地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(行 208) [関係各部]

### (2) 住民の生活および地域経済の安定に関する措置

ア 水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者である都是、新型インフルエンザ等緊急事態において、都行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(行 208)

イ 下水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、下水道を適切に使用するため必要な措置を講ずる。[環境部]

## 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

### 第1章 市における危機管理体制

#### 1 市の実施体制

特措法にもとづき、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部については、特措法で定められたもののほか青梅市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）を制定したため、特措法および条例にもとづき、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取することができる体制を整備する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、市は、海外で新型インフルエンザが発生した場合でも、国および都などから情報を収集し、必要に応じ、健康福祉部長が関係各部長によって構成される「青梅市新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置する。

市対策会議では、情報の共有化を図るとともに、国の基本的対処方針にもとづき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

さらに、国内で患者が発生した場合には、必要に応じて、市対策本部に準じた体制に移行する。

#### （1）市対策本部の概要

ア 平常時は、全庁的な新型インフルエンザ等の連絡会議を通じ、情報

共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。  
イ 市民安全部や健康福祉部をはじめ、所管部署においては、市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。  
ウ 海外においてWHOが新型インフルエンザ等と認めた場合は、必要に応じて、所管部署が情報収集に努め、状況を市長等に報告するとともに、情報の一元化を図る。

#### （2）市対策本部の構成

##### ア 組織および職員

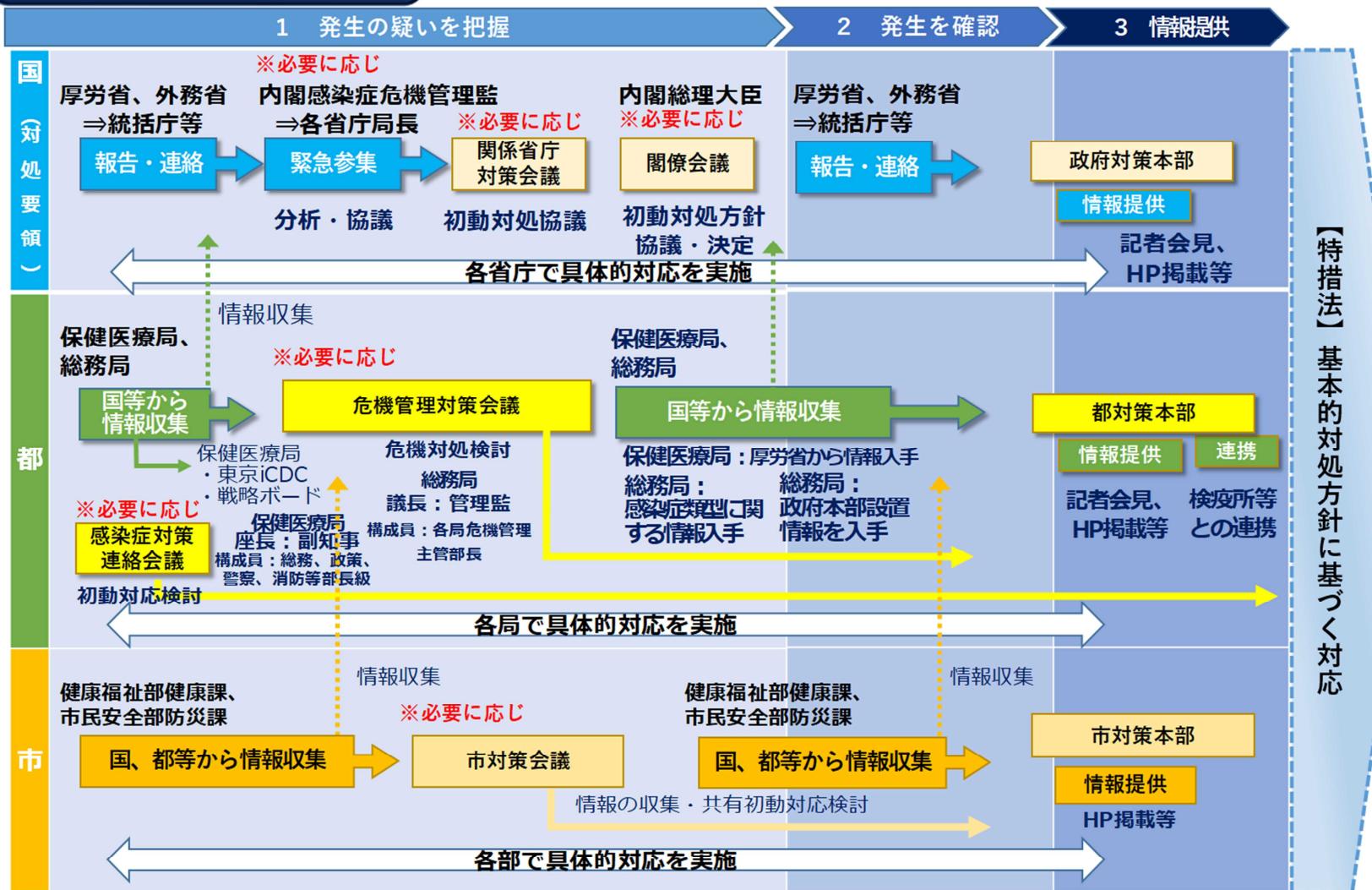
- (ア) 本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。
- (イ) 副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- (ウ) 本部員は、教育長、各部長、会計管理者および市を所管する消防署長またはその指名する消防吏員をもって充てる。
- (エ) 本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

##### イ 市対策本部会議

本部長は必要に応じ市対策本部の会議を招集する。

## 新型インフルエンザ等発生時における初動対応について

### 国、都および市の初動対応の概要



(3) 各部の主な役割

担当部署	主な役割
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等での情報提供および記録に関すること。</li> <li>・社会活動および事業活動の自粛の要請または指示の周知に関すること。</li> <li>・国際交流団体を通じた、市内在外国人への連絡調整に関すること。</li> <li>・報道機関への対応に関すること。</li> <li>・市対策本部長および副本部長の健康管理その他支援業務に関すること。</li> <li>・予算その他財務に関すること。</li> <li>・緊急時の新型インフルエンザ等対策物品調達の検査に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> <li>・各部のDXの利活用にかかる支援に関すること。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の入庁管理に関すること。</li> <li>・緊急通行車両の確認に関すること。</li> <li>・市所有の車両の活用に関すること。</li> <li>・本庁舎市対策本部事務室の配置および機材配備に関すること。</li> <li>・(新型インフルエンザ等に対応した) 職員の動員および給与に関すること。</li> <li>・市職員の感染予防、服務り患状況に関すること。</li> <li>・市職員の予防接種(特定接種に限る。)の実施に関すること。</li> <li>・緊急時の新型インフルエンザ等対策物品契約等に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>

担当部署	主な役割
市民安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策会議の運営の補佐に関すること。</li> <li>・市対策本部の運営の補佐に関すること。</li> <li>・各部の連絡調整の補佐に関すること。</li> <li>・食料、生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。</li> <li>・相談体制の整備、調整および運営の補佐に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> <li>・自治会等との連絡調整に関すること。</li> <li>・公共交通機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置所の設置、運用に関すること。</li> <li>・住民の安否情報の整理および記録に関すること。</li> <li>・火葬・埋葬の許可、整備に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制に関すること。</li> <li>・ごみの収集に関すること。</li> <li>・下水道の維持に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
こども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、幼稚園等における感染予防に関すること。</li> <li>・保育所、幼稚園等における感染状況の把握に関すること。</li> <li>・保育所、幼稚園等の休園措置に関すること。</li> <li>・乳幼児、妊産婦の支援に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>

担当部署	主な役割	担当部署	主な役割
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の高齢者・障がい者など要援護者支援に関すること。</li> <li>・感染防止器材の確保に関すること。</li> <li>・相談体制の整備、調整および運営に関すること。</li> <li>・市民への周知に関すること。</li> <li>・市対策本部の庶務に関すること。</li> <li>・市対策会議の庶務に関すること。</li> <li>・発生状況の情報収集および対応方針に関すること。</li> <li>・医療資器材、薬品の調達に関すること。</li> <li>・市民等への予防接種の実施に関すること。</li> <li>・国、都との連絡調整に関すること。</li> <li>・医師会等関連機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・各部との連絡調整に関すること。</li> <li>・高齢者施設等の感染予防に関すること。</li> <li>・高齢者施設等利用者の感染状況の把握に関すること。</li> <li>・市の公共の高齢者施設の開所の休止措置に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>	ポートレス事業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
地域経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済関係団体、関係諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>・生活関連物資等に関する情報収集、要請に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>	会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金および物品の出納に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
拠点整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の輸送に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>	学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校の感染予防に関すること</li> <li>・市内小中学校の感染状況の把握に関すること</li> <li>・市内小中学校の休校措置に関すること</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・教育課程の編成の維持に関すること</li> <li>・他部署の応援に関すること</li> </ul>
		生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設の感染予防に関すること</li> <li>・スポーツ施設の感染予防に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること</li> </ul>
		選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り延べ投票（市議・市長選の場合）の検討に関すること。</li> <li>・投開票の変更の検討に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
		監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
		病院事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関としての役割に関すること。</li> </ul>

## 用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものおよび無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者または新感染症の所見がある者
患者等	患者および感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康ならびに国民生活および国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材
帰国者等	帰国者および入国者
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨および緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容を公示すること。

用語	内容
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命および健康を保護し、ならびに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限または停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項または第2項の規定に基づき、都道府県知事または保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7（2025）年4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
指定公共機関	特措法第2条第7項「独立行政法人、国立健康危機管理研究機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」
指定地方公共機関	特措法第2条第8項「都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

用語	内容
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者および期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）および感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H Sから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条第1項第1号「医療の提供の業務又は国民生活およ国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの」
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法および感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの

用語	内容
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性せい弱性のみならず精神・心理的せい弱性や社会的せい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高く、あらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部および都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県および保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

用語	内容
P D C A	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ